

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成25年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1	報告	
第1	職員給与	1
第2	民間給与	1
1	職種別民間給与実態調査	1
2	調査の実施結果	2
(1)	給与改定の状況	2
(2)	雇用調整の実施状況	3
第3	職員給与と民間給与との比較	3
1	月例給	3
2	特別給	4
第4	職員給与と国家公務員給与等との比較	4
1	平均給与月額	4
2	ラスパイレス指数	5
第5	最近の賃金・雇用情勢等	5
1	民間賃金の動向	5
2	物価及び生計費	5
3	雇用情勢	6
第6	人事院の給与等に関する報告等	6
第7	むすび	13
1	職員給与	13
(1)	給料表	13
(2)	期末手当及び勤勉手当	13
(3)	給与構造改革に伴う経過措置	13
(4)	昇給・昇格制度	14
(5)	給与制度の総合的見直し	14
2	公務員人事管理	15
(1)	人材の確保・育成	15
(2)	人事評価制度	16
(3)	女性職員の採用・登用	16
(4)	仕事と生活の両立支援	16
(5)	総実勤務時間の縮減	17
(6)	心の健康づくり対策の推進	18
(7)	高齢期の雇用問題	18
3	給与勧告制度の意義と役割	19
4	勧告の実施及び適正な給与の確保の要請	20
別紙第2	勧告	22

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員給与

本年 4 月 1 日を基準として実施した「平成25年職員給与実態調査」によると、職員の総数は22,855人であって、その平均年齢は43.1歳、平均経験年数は20.6年、また、男女別構成は男性61.1%、女性38.9%、学歴別構成は大学卒85.2%、短大卒4.0%、高校卒10.7%、中学卒0.1%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、職員全体の平均給与月額は、給料356,639円、扶養手当9,858円、地域手当4,682円、計371,179円となっている。

(資料第 1 表、第 2 表)

なお、職員給与については、本年 7 月から、職員の給与等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により、給料月額については職員の職務の級に応じて4.77%～9.77%の割合を乗じた額を減額し、管理職手当については一律10%減額して支給する措置が講じられている。

第 2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人

以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した274の事業所を対象に、「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者8,812人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況、雇用調整の実施状況や、諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、職種別民間給与実態調査においては、従来、職員との給与比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた「宿泊業、飲食サービス業」等の産業は、調査対象とされていなかったが、民間給与の状況をできる限り広く把握するため、人事院において対象産業の見直しが行われ、本年の調査から、対象が全産業に拡大された。

本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、90.7%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

ア 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.4%（昨年38.8%）、高校卒で25.5%（同16.1%）となっているが、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で90.2%（同90.0%）、高校卒で85.9%（同87.9%）となっており、依然として多くの事業所において初任給は据置きとなっている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,585円（昨年191,230円）、高校卒で159,616円（同159,221円）となっている。

（資料第14表、第16表）

イ 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は14.1%（昨年14.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.4%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.0%（昨年81.6%）となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.9%（同14.4%）、減額となっている事業所の割合は7.7%（同10.7%）となっている。

（資料第17表、第19表）

(2) 雇用調整の実施状況

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は27.0%（昨年27.9%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制16.2%（同15.6%）、残業の規制13.5%（同10.8%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転6.8%（同4.5%）となっている。なお、賃金カットを実施した事業所の割合は、3.1%（同0.9%）となっている。

（資料第20表）

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢などの給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均167円（0.04%）下回っていることが明らかになった。

（別表第1、第2）

民間給与 (A)	職員給与 (B) (平均43.5歳)	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
371,623円	371,456円	167円 (0.04%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

なお、特例条例による給与の減額措置は本年7月から行われているものであるが、民間給与との比較の便宜を図るため、本年4月分の行政職の給与を基に減額措置後の職員給与を試算すると、次表のとおりとなる。

民間給与 (A)	職員給与 (C) (平均43.5歳)	$\left(\frac{(A)-(C)}{(C)} \times 100 \right)$
371,623円	345,206円	26,417円 (7.65%)

注：民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の3.96月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当（特別給）の年間の平均支給割合（3.95月）とおおむね均衡している。

（資料第24表）

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額^{※1}を比較すると、職員では、平均年齢43.5歳で371,456円、国家公務員では、平均年齢43.1歳で405,463円（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定・臨時特例法」という。）による給与の減額措置後では376,257円）となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成25年国家公務員給与等実態調査（平成25年4月1日現在）」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

平成24年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数^{※2}は100.2（前年92.5）となっているが、都道府県平均は107.5（同99.3）であり、全都道府県の中で最低の水準となっている。

なお、職員のラスパイレス指数は前年に比べ7.7ポイント上昇しているが、これは、給与改定・臨時特例法による国家公務員給与の減額措置が平成24年4月から講じられたことの影響であり、総務省が同時に示した参考値^{※3}では、職員のラスパイレス指数は92.6となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。平成24年においては、職員の給料、国家公務員の俸給ともに減額措置が講じられている。

※3 給与改定・臨時特例法による国家公務員給与の減額措置がないとした場合のラスパイレス指数を算出したものである。

第5 最近の賃金・雇用情勢等

1 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与と所定外給与を合わせた「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、0.1%の減少となっている。

（資料第28表）

2 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.7%、岡山市で0.5%下落している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、本年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で230,040円、3人世帯で257,900円、4人世帯で285,700円となっている。

（資料第27表、第28表）

3 雇用情勢

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（全国）は、昨年4月の水準から0.4ポイント低下し4.1%（季節調整値）となっている。

また、「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月に比べ、0.1ポイント上昇し0.89倍（季節調整値）、本県では0.14ポイント上昇し1.18倍（同）となっている。

（資料第28表）

第6 人事院の給与等に関する報告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び国家公務員制度改革等について報告した。あわせて、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。

その概要は、次のとおりである。

給与等に関する報告の骨子

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
 - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
 - ・ 減額前の較差(0.02%)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率88.6%)

* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減

額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 76円 0.02%
（給与減額支給措置による減額後） 29,282円 7.78%
〔 行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)405,463円 平均年齢43.1歳
（減額後）376,257円 〕
- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
 - * 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月(減額前)）は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案
（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
 - * 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
 - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
 - ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
 - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

*** 給与構造改革における昇給抑制の回復**

平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

IV 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

○ 雇用と年金の確実な接続のための取組

- ・ 職員に対する周知、希望聴取
- ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
- ・ 再任用に関する苦情への対応
- ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

○ 再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
- ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

*** 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要**

V 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

(2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

2 配偶者帯同休業制度の概要

(1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者*と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

(2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

(3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

(4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

(5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

(7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に係りのある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していること等から、給料表の改定を行わないこととした。

(2) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、本年は、改定を行わないこととした。

(3) 給与構造改革に伴う経過措置

給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）については、昨年、廃止が適当であるとし、実施時期等について具体的な検討を進めることとしていた。

経過措置の対象者数については、昇給、昇格等により大幅に減少してきており、国においては本年度末で廃止されることから、本県においても早期に廃止することが適当である。

廃止に当たっては、経過措置の対象者数が比較的多い公安職や小中教育職において、平成26年4月の受給対象は1割程度と見込まれること、経過措置の廃止が決定している他県等においては、激変緩和の観点から

段階的に廃止する団体が多いこと等を考慮し、平成26年度については、経過措置として支給されている給料の2分の1を減額して支給し、平成27年4月1日に経過措置を廃止することとする。

(4) 昇給・昇格制度

昇給・昇格制度については、国及び他の都道府県の動向や本県の実情も踏まえながら、検討を進めるとしていた。

昨年、人事院は、50歳台後半層において、官民の給与差が相当程度存在しているとして、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を報告・勧告したが、国においては、人事院の報告・勧告に沿った制度改正が行われたところである。他の都道府県においては、半数の団体が国に準じた昇格制度の改正を実施しているが、昇給制度の改正を実施したのは数団体である。

給与制度は国に準拠することが基本であるが、本県の職員給与と県内民間の賃金の状況を見ると、50歳台後半層における給与水準の差は見られるものの、若年層における水準等も見据えた全体的な世代間の給与配分として検討する必要があると考えられることなどから、引き続き他の都道府県の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、更に検討を進めることとする。

(5) 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、国家公務員給与について一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきていることから、国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、国家公務員の給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めるとしている。

具体的な検討課題としては、地域における官民給与の実情を踏まえた地域間の給与配分の在り方、民間賃金の動向等を踏まえた50歳台（特に後半層）の給与水準の在り方を中心に俸給表構造の見直しを検討する世代間の給与配分の在り方、人事評価の給与への反映における昇給の効果

の在り方、公務における勤務実態や民間の状況等を踏まえた諸手当の在り方などが挙げられている。

本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであり、今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の状況等も踏まえながら、必要な対応について検討を進めることとする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

大幅な職員数の削減や簡素で効率的な組織体制の整備に取り組む中で、大きく変化する社会経済情勢や複雑・多様化する行政ニーズに的確に応え、行政サービスの維持・向上を図るためには、優秀な人材の確保・育成が引き続き重要な課題となっている。

受験年齢層の人口減少や採用者数が抑制基調にある中で、県職員採用試験の受験者数は近年減少傾向にあり、特に技術系職種の受験者確保は厳しい状況にある。本委員会は、これまで任命権者と連携し、採用説明会や学校訪問などの募集活動、ソーシャルメディアを活用した情報発信などを行ってきたところであるが、人材の確保に向けて、引き続き募集・広報活動の充実・強化に取り組む必要があると考えている。あわせて、採用試験の実施方法について研究・分析を行い、絶えずその改善に向けて検討し、必要に応じて見直しに取り組むこととする。

また、学生の学修期間の確保等のための民間企業の就職活動後ろ倒しへの対応については、国家公務員採用試験における人事院の検討状況などの動きを注視し、本委員会としても、平成27年度以降に実施する採用試験について必要な措置を講じていくこととする。

人材育成については、各任命権者において、OJT（職場研修）や研修所研修の実施等により取り組まれてきているが、職員一人ひとりが、高いモチベーションと自主性を維持し、持てる能力を最大限発揮できるよう、今後とも、職員の職責やキャリア形成に応じ、中長期的な視点に立ち、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

また、多くの職員が山積する課題に日々真摯に取り組んでいる中、本県においても公務員の不祥事が依然として続発している。こうした事態

は、公務に対する信頼を揺るがしかねないものであり、各任命権者においては、あらゆる機会を通じて、職員に公務員としての自覚を促すとともに、職員一人ひとりが高い使命感と倫理観を持って、全力で職務に精励することができる環境づくりに努めるなど、引き続き、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めるべきである。

(2) 人事評価制度

知事部局の職員及び教育委員会の事務職員（市町村立学校等を除く。）については、昨年度から人事評価制度の本格実施がなされ、職員の昇給及び勤勉手当について、評価結果の活用が始められたところである。職員の能力・実績を的確に評価し、処遇に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点から重要であり、今後とも、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言等を適切に行うことにより、人材育成につなげるとともに、評価の信頼性と客観性を高め、制度が円滑に機能するよう努めていく必要がある。

なお、教職員については、平成18年度から人事評価制度の試行が続いており、関係者間で話し合いが重ねられているが、今後、より学校現場に適した評価手法等について協議を進めるなど、客観的で公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度の早期本格実施に向けた取組を更に促進する必要がある。

(3) 女性職員の採用・登用

男女共同参画社会推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大に努めてきているが、更なる女性職員の職域の拡大、管理職への登用を進め、女性職員と男性職員が共にその能力を十分発揮できる働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 仕事と生活の両立支援

本県においては、これまで各種の勤務制度や休暇・休業制度の創設・拡充など、育児や介護を行う職員を支援するための取組が積極的になされてきたところであるが、少子高齢化が急速に進展する中、両立支援制

度の必要性は、今後ますます高まるものと考えられる。人事院も、本年の報告の中で、両立支援の拡充に向けてフレックスタイム制、短時間勤務制の適用範囲の拡大など多様で弾力的な勤務時間制度等の整備について検討を進めるとしているが、当面は、既存制度を効果的に活用できる勤務環境の整備と職員の意識改革を強く促すことが重要である。

男性職員の育児休業等の取得については、短期間の育児休業取得者の期末手当支給割合を減じないための措置等も講じられているが、取得率は極めて低い水準であり、育児時間、家族休暇などの特別休暇と併せて、積極的に取得することができるよう、本人や職場の理解を更に深めていくことが必要である。

また、人事院は本年8月、国家公務員の両立支援の推進に向けて、配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員のための休業制度の導入について、意見の申出を行った。今後、国において法制化に向けた検討が行われると見込まれるが、地方公務員への導入に関して、その動向を注視する必要がある。

(5) 総実勤務時間の縮減

県全体の職員一人当たりの平均超過勤務時間数は、数年来増加傾向にあり、昨年度は、東日本大震災への対応に伴う多くの臨時・緊急業務が生じた一昨年度を除くと、過去10年間で最も多い結果となっている。また、依然、長時間の超過勤務が常態化している職場も見られる。

超過勤務の縮減は、労働安全衛生上の重要課題であるとともに、ワーク・ライフ・バランスの観点からも積極的な取組が求められるものであり、各任命権者においては、業務管理を自ら検証するためのチェックシートを管理職員に配布したり、ゆとり創造のための取組方針に超過勤務縮減等に向けた数々の具体策を示すなどの取組がなされている。

知事部局、教育庁や学校、警察などのあらゆる職場の管理監督者は、職員の勤務時間管理、健康管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、業務配分の適正化や年次休暇等を取得しやすい職場環境づくりなど上記取組方針等に沿った具体的対策に取り組むことが重要である。

(6) 心の健康づくり対策の推進

精神疾患により休職し、又は休暇を取得している職員は、依然として多い状況にあり、各任命権者においては、やむを得ず超過勤務を行う職員の健康障害防止策や気軽に相談できる環境づくりなど、未然防止や早期発見・早期対応に重点を置いたメンタルヘルス対策に取り組む必要がある。あわせて、円滑な職場復帰と再発防止に向けて、職場環境の整備や職場と関係機関等との連携の維持・強化を図ることが重要である。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、これまでも、研修等を通じた意識啓発や相談窓口の設置など、予防・解決に向けた取組がなされている。職員からの相談件数自体は多くないものの、これらのハラスメントが潜在化しないよう、引き続き、十分な対応がなされる必要がある。

こうした心の健康づくり対策をより実効性のあるものとするためには、職員一人ひとりの理解を深め、常に、真に風通しの良い職場環境づくりに努めることが重要である。

(7) 高齢期の雇用問題

ア 雇用と年金の確実な接続のための取組

本年度から公的年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳定年の場合、年金が支給されず無収入となる期間が発生する。これへの対応として、国家公務員については、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとされ、地方公務員についても同様に対応するよう国から要請されている。地方公務員法の改正が見込まれないことから、本県においても、雇用と年金の接続を図るための当面の措置として、現行の再任用の仕組みによらざるを得ないものと考ええる。

現行の再任用制度により雇用と年金の確実な接続を図るためには、各任命権者において、再任用制度について職員に十分な周知を行い、職員の希望、意欲、健康状態等を適切に把握するとともに、職域の拡大に向けた取組を進め、それぞれの業務運営の実情等も踏まえつつ、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置等に努める必要がある。

る。その際、早期退職募集制度を適切に活用することなどによって、組織活力を維持していくことについても配慮すべきである。

また、この高齢期雇用を契機として、60歳前も含めた人事管理全体について、今後の中長期的な人事配置を見据えながら、組織体制や職務分担の見直しなどを継続的に行いつつ、必要な検討を早期に行い、適切に対応していく必要がある。

イ 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、本年3月の閣議決定において、人事院に対し、給与制度上の措置について必要な検討を行うよう要請がなされている。人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについて、来年の職種別民間給与実態調査において公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の給与の実態を把握した上で、国の再任用職員の人事運用の実態等を踏まえつつ、必要な検討を進めることとしている。

本県の再任用職員の給与制度は国に準じた内容となっていることから、今後の国の動向を注視しつつ、本県の再任用職員の実態も踏まえながら、必要な検討を進めることとする。

3 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させるもの（民間準拠）として、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

こうした民間準拠により職員給与を決定する仕組みを通じて、真摯に職務に精励している職員に適切な給与を支給することは、職員の努力や実績

に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

4 勧告の実施及び適正な給与の確保の要請

現行の特例条例による給与の減額措置は、本年7月から平成26年3月末までの措置として行われているものであるが、平成16年度から昨年度末まで本県独自の減額措置が行われていたことを考慮すると、特例的な給与の減額措置が相当長期間に及んでいることとなる。また、国からの要請を受けて減額措置が行われたことは、地方公務員法に定める給与決定の原則に反するものであり、誠に遺憾なことと言わざるを得ず、職員の士気に及ぼす影響も危惧されるところである。

職員が、職務に対する意欲を保持しつつ、安心して職務に専念できる環境を整えるためには、地方公務員法に定める給与決定原則に基づく本来の給与水準が確保されることが重要である。労働基本権制約の代償機関である本委員会としては、減額措置が終了する平成26年4月以降の職員の給与について、給与勧告制度に基づく適正な水準が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるとともに、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支店長 工場長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場長の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課 長		
7級	本庁困難課長		支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
6級	本庁課長	課長代理	課 長	課 長
5級	副参事			
4級	主幹	係 長	課長代理	課長代理
3級	主任			
2級	主事 技師	主 任	主 任	主 任
1級		係 員	係 員	係 員

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

給与構造改革に伴う経過措置の廃止

1 改定の内容

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年岡山県条例第 3 号）附則第 7 項の規定による給料の額については、平成26年 4 月 1 日以後、その額から 2 分の 1 を減じた額とすることとし、平成27年 4 月 1 日以後、同項の規定による給料は支給しないこととすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成26年 4 月 1 日から実施すること。

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

平成25年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27
第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布	34

2 民間給与関係

平成25年職種別民間給与実態調査の概要	35
第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数	36
第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	36
第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	37
第16表 民間における初任給の改定状況	55
第17表 民間における給与改定の状況	55
第18表 民間における定期昇給制度の状況	56
第19表 民間における定期昇給の実施状況	56
第20表 民間における雇用調整の実施状況	57
第21表 民間における賃金カット等の実施状況	57
第22表 民間における家族手当の支給状況	57
第23表 民間における住宅手当の支給状況	58
第24表 民間における特別給の支給状況	58
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	59
第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	59

3 生計費関係

平成25年4月の標準生計費算定方法	60
第27表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	61
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	61

4 労働経済関係

第28表 労働経済指標	62
-------------	----

1 職員給与関係

平成25年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 65 号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 35 条）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 36 号）

3 調査基準日

平成 25 年 4 月 1 日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料（平成 18 年 4 月 1 日の給料表切替に伴う差額（経過措置額）を含む）
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当（月額）
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	22,855 人	13,961	8,894	19,475	915	2,451	14
	構成比	100.0 %	61.1	38.9	85.2	4.0	10.7	0.1
行政職	職員数	5,068 人	3,577	1,491	3,442	383	1,230	13
	構成比	22.2 %	70.6	29.4	67.9	7.6	24.3	0.3
公安職	職員数	3,484 人	3,200	284	2,192	161	1,130	1
	構成比	15.2 %	91.8	8.2	62.9	4.6	32.4	0.0
教育職(一)	職員数	3,983 人	2,462	1,521	3,796	97	90	-
	構成比	17.4 %	61.8	38.2	95.3	2.4	2.3	-
教育職(二)	職員数	44 人	25	19	44	-	-	-
	構成比	0.2 %	56.8	43.2	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	9,706 人	4,396	5,310	9,486	220	-	-
	構成比	42.5 %	45.3	54.7	97.7	2.3	-	-
研究職	職員数	218 人	194	24	215	2	1	-
	構成比	1.0 %	89.0	11.0	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職員数	25 人	17	8	25	-	-	-
	構成比	0.1 %	68.0	32.0	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	233 人	89	144	190	43	-	-
	構成比	1.0 %	38.2	61.8	81.5	18.5	-	-
医療職(三)	職員数	94 人	1	93	85	9	-	-
	構成比	0.4 %	1.1	98.9	90.4	9.6	-	-

注1:再任用職員、任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

注2:構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,855	43.1	20.6	356,639	9,858	4,682	371,179
行 政 職	5,068	43.2	21.0	338,690	11,387	6,281	356,358
公 安 職	3,484	38.5	17.1	322,284	12,881	5,662	340,827
教 育 職 (一)	3,983	45.1	22.1	384,502	10,739	4,573	399,814
教 育 職 (二)	44	42.2	19.0	370,527	10,773	5,855	387,155
小 中 教 育 職	9,706	44.0	21.1	367,126	7,656	3,375	378,157
研 究 職	218	43.6	19.2	360,785	13,346	5,303	379,434
医 療 職 (一)	25	44.9	16.7	458,152	12,180	76,324	546,656
医 療 職 (二)	233	42.4	18.3	329,312	6,953	3,863	340,128
医 療 職 (三)	94	43.6	20.7	358,740	3,612	2,610	364,962

注1:給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	371	25.2	3.0	193,216
	2級	380	30.5	7.8	242,786
	3級	1,741	39.7	17.5	323,564
	4級	745	45.1	23.0	387,270
	5級	1,200	50.7	28.8	419,700
	6級	489	54.3	32.1	445,006
	7級	91	56.3	33.6	469,003
	8級	32	56.7	33.5	497,801
	9級	19	56.7	32.8	546,555

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	423	23.5	2.4	211,408
	2級	658	28.6	6.7	253,134
	3級	694	34.4	12.5	300,724
	4級	1,001	44.0	22.9	394,837
	5級	396	52.6	31.8	448,711
	6級	189	52.6	31.2	468,976
	7級	79	53.2	31.9	491,502
	8級	28	56.4	34.7	503,959
	9級	16	57.7	36.2	515,841

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	59	36.1	13.6	295,273
	2級	3,561	44.3	21.3	393,237
	特2級	125	51.6	28.3	457,884
	3級	163	53.8	30.8	489,615
	4級	75	57.5	34.3	502,395

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	40	41.4	18.2	381,621
	特2級	2	47.8	24.8	432,576
	3級	2	51.5	27.7	452,415
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	8,313	42.1	19.2	364,550
	特2級	230	51.1	28.3	434,262
	3級	603	54.4	31.6	456,920
	4級	560	57.3	34.5	472,278

注1:給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
研究職		人	歳	年	円
	1級	5	26.4	3.4	227,274
	2級	79	34.1	9.5	312,047
	3級	100	47.7	23.3	411,848
	4級	30	55.6	32.0	458,511
5級	4	58.3	34.0	497,131	

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(一)		人	歳	年	円
	1級	7	29.1	2.6	365,109
	2級	4	38.9	11.8	490,245
	3級	6	49.7	19.6	603,283
4級	8	58.1	29.4	691,244	

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(二)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	54	29.8	5.2	233,496
	3級	33	37.1	12.9	301,247
	4級	43	41.4	17.2	340,143
	5級	84	50.2	26.4	402,304
	6級	17	55.7	31.9	431,603
	7級	2	56.9	32.9	471,373
8級	-	-	-	-	

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(三)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	11	26.2	2.8	218,608
	3級	14	34.5	10.8	275,967
	4級	6	35.1	11.2	288,366
	5級	7	43.7	21.1	361,455
	6級	56	50.1	27.6	424,604
7級	-	-	-	-	

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分 給料表	受給者							1人当たり 手当額	非受給者
	調整数別人員								
	1	1.25	2	3	4	計			
全給料表	人 79	人 1,963	人 61	人 18	人 7	人 2,128	円 14,023	人 20,727	
行政職	46	-	46	16	7	115	18,350	4,953	
公安職	-	-	-	2	-	2	31,200	3,482	
教育職(一)	-	1,058	-	-	-	1,058	13,806	2,925	
教育職(二)	-	-	-	-	-	-	-	44	
小中教育職	5	905	-	-	-	910	13,709	8,796	
研究職	27	-	3	-	-	30	11,210	188	
医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	25	
医療職(二)	1	-	12	-	-	13	19,346	220	
医療職(三)	-	-	-	-	-	-	-	94	

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族				職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でな い配偶者があ る場合の1人	配偶者がない 場合の1人	左記以外		
全給料表	人 10,899	円 20,673	人 6,143	人 4,335	人 421	人 12,541	人 1.0	人 11,956
行政職	2,732	21,124	1,615	1,007	110	3,309	1.2	2,336
公安職	2,071	21,669	1,695	354	22	2,543	1.3	1,413
教育職(一)	2,045	20,915	1,051	909	85	2,410	1.1	1,938
教育職(二)	24	19,750	11	11	2	28	1.2	20
小中教育職	3,771	19,704	1,634	1,952	185	3,956	0.8	5,935
研究職	139	20,932	91	44	4	171	1.4	79
医療職(一)	12	25,375	10	1	1	18	1.2	13
医療職(二)	86	18,837	33	43	10	91	0.8	147
医療職(三)	19	17,868	3	14	2	15	0.4	75

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区分 給料表	受給者							非受給者
	支給率別人員						1人当たり 手当額	
	18%	15%	10%	6%	3%	計		
全給料表	18人	31人	4人	1人	9,219人	9,273人	11,539円	13,582人
行政職	15	6	1	1	2,807	2,830	11,249	2,238
公安職	3	-	3	-	1,919	1,925	10,248	1,559
教育職(一)	-	-	-	-	1,456	1,456	12,511	2,527
教育職(二)	-	-	-	-	22	22	11,710	22
小中教育職	-	-	-	-	2,801	2,801	11,694	6,905
研究職	-	-	-	-	104	104	11,116	114
医療職(一)	-	25	-	-	-	25	76,324	-
医療職(二)	-	-	-	-	87	87	10,345	146
医療職(三)	-	-	-	-	23	23	10,666	71

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分 給料表	受給者			非受給者
	借家・借間			
	人員	1人当たり 手当額	1人当たり 家賃額	
全給料表	3,405人	24,976円	55,177円	19,450人
行政職	913	25,064	56,341	4,155
公安職	135	25,107	57,063	3,349
教育職(一)	672	24,997	55,148	3,311
教育職(二)	10	26,700	65,600	34
小中教育職	1,568	24,914	54,315	8,138
研究職	41	24,920	56,085	177
医療職(一)	5	26,800	77,200	20
医療職(二)	50	24,412	51,839	183
医療職(三)	11	23,955	52,545	83

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区分 給料表	受給者				
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額
	人	人	人	人	円
全給料表	1,495	996	17,857	20,348	8,905
行政職	1,148	603	2,750	4,501	12,144
公安職	131	24	2,392	2,547	5,660
教育職(一)	113	205	3,363	3,681	10,545
教育職(二)	2	2	38	42	7,366
小中教育職	51	89	8,935	9,075	7,140
研究職	13	27	172	212	16,791
医療職(一)	6	1	10	17	10,021
医療職(二)	22	33	146	201	16,366
医療職(三)	9	12	51	72	16,347

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

区分 給料表	管理職手当		初任給調整手当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特地勤務手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	2,183	57,121	41	160,529	284	24,472	251	18,208	163	26,422
行政職	626	65,163	1	8,000	31	33,194	234	17,719	32	23,734
公安職	103	82,817	-	-	223	23,215	-	-	26	37,255
教育職(一)	237	53,607	-	-	14	24,286	2	9,500	76	21,797
教育職(二)	2	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-
小中教育職	1,162	50,653	-	-	13	24,846	-	-	-	-
研究職	16	67,769	2	6,000	2	29,000	-	-	28	32,316
医療職(一)	9	106,922	25	258,468	-	-	3	35,000	-	-
医療職(二)	19	60,558	13	7,692	1	23,000	12	25,000	1	17,178
医療職(三)	9	56,300	-	-	-	-	-	-	-	-

注1:特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

注2:特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれぞれ

非受給者
人 2,507
567
937
302
2
631
6
8
32
22

へき地手当等		寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
336	33,359	179	5,107	13,730	5,756	386	18,786	185	17,614	203	14,551
18	22,046	19	4,543	-	-	-	-	-	-	203	14,551
-	-	11	7,417	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	15	5,939	3,981	5,774	386	18,786	185	17,614	-	-
-	-	-	-	44	5,784	-	-	-	-	-	-
316	34,114	126	4,914	9,705	5,748	-	-	-	-	-	-
-	-	7	4,817	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	15,956	1	4,250	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	
2									
3						1			
4		1							
5						1			1
6									
7	7					1			
8	3	1	2						
9	3		2				1		
10	3	1							
11	6	1	1						
12			2			1			
13	3		2						
14	8	2	1						6
15	11	4							2
16	2	38	26						1
17	1	1	7						2
18	10	17	18						2
19	3	6	8						1
20		54	43						1
21	1	9	14						2
22	11	22	24						
23	6	6	14						
24	5	42	59						
25	2	13	23					2	
26	7	18	29					2	
27	10	5	12					4	
28		30	58					2	
29	29	8	32					10	
30	8	17	24					3	
31	9	7	22					2	
32	28	11	63					1	
33	7	9	24				1	2	
34	16	7	25				2	1	
35	3	2	14				1		
36	24	5	47				4	2	
37	7	4	28	1			7		
38	15	1	24			1	12		
39	4	3	30	1			11		
40	30	6	46	1			14		
41	4	1	11				13		1
42	4	3	26	2			9		
43	5	4	18				8		
44	5	5	18	1			3		
45	3	5	13	24			2		
46	10		12	66		2	1		
47	7	1	12	34		3	2		
48	13	1	17	22		2			
49	4		42	33		2			
50	3		23	75		2			
51	2		30	39	2	14			
52	2	2	24	14	12	15			
53	3		55	36	11	14			
54	3	1	25	83	70	7			
55	1		37	29	15	9			
56	2		28	18	44	26			

給 号	級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人								
58	4								
59		人							
60									
61	2								
62	1								
63	2	1							
64	1								
65									
66	1								
67	1	1							
68									
69	1								
70		2							
71	1								
72									
73									
74									
75									
76									
77	1								
78									
79									
80									
81	1								
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93	2								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 ⋮ 125	人	人	人 4	人	人	人	人	人	人
計	(204) 371	(181) 380	(583) 1,741	(218) 745	(254) 1,200	(43) 489	(5) 91	(2) 32	(1) 19
								合計	(1,491) 5,068

注：()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	20								
8	1								
9									
10	22								
11	3			1					
12	1			2					
13	1		1						
14	22		1						
15	9		1						
16	2		1	2					
17	3		1						
18	26		8	3					
19	4		1	2					
20	4		2	5					
21		2	4	2					
22	12	62	4	3	1				
23	67	14	6	1	1				
24	23	19	4	4					
25	7	5	7	2					
26	79	62	15	2					
27	12	14	8	8	1				
28	19	15	7	2					
29	19	4	5	1	2				
30	5	50	20	3	2				
31	5	21	12	3	1	1			
32	5	15	12	8					
33	2	13	9	6					
34	10	41	13	4	4				
35	3	13	15	10					
36	3	17	17	8	1				
37	8	21	15	10		1			5
38	5	37	12	10	1				1
39	3	12	15	8	1				
40	1	21	23	12	6				
41	5	19	19	12		1			2
42	1	25	18	15	3				
43	2	14	15	13	1				2
44	2	17	13	7	1				
45	2	8	14	8	1				6
46		19	21	12	2				
47		14	17	10	1	1			
48	1	9	27	12	1	1			
49	1	12	22	7	1	1			
50		8	18	9	2	1			
51	3	5	15	7	3	3			
52		7	19	11	1	1			
53		7	13	6	3	1			
54		5	21	12	1	1			
55		6	21	9	3		2		
56		2	19	10	3				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58		6	14	6			1		
59		6	9	6	2	1			
60		1	10	12	1	3			
61			8	15	2				
62		3	9	8	3	5	1	28	
63		1	9	17	3	2	2		
64			7	14	3	2	2		
65		1	4	5	4	2			
66			7	13	1	1	2		
67			8	16	3				
68			4	10	5	2	10		
69			3	14	6	1			
70		1	3	9	4	2	1		
71			2	11	4	1			
72				9	7	1	7		
73				11	4	3	1		
74		1	2	11	5	4	6		
75			3	13	3	2	3		
76			2	11	7	5	4		
77			3	6	10	3			
78			1	16	5	2	37		
79			4	1	10				
80		1	4	12	8	2			
81			5	7	7	5			
82		1	1	7	30	1			
83			6	5	7	4			
84			5	6	19	3			
85			2	7	11	4			
86			1	8	15	115			
87			2	9	7				
88			2	12	24				
89				6	7				
90				10	9				
91			5	10	12				
92				6	11				
93				8	6				
94			1	4	83				
95				9					
96				8					
97				6					
98				5					
99			1	5					
100				8					
101			2	8					
102				6					
103			1	14					
104				9					
105				13					
106				14					
107				12					
108				11					
109			1	10					
110				14					
111				15					
112				12					
				13					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113				6					
114			2	10					
115				9					
116				11					
117				8					
118			2	12					
119				7					
120			2	10					
121				9					
122			1	6					
123			2	6					
124				14					
125			1	70					
126			1						
127			1						
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138			2						
139									
140									
141			2						
142									
143									
144									
145									
計	(66) 423	(99) 658	(66) 694	(48) 1,001	(4) 396	(1) 189	(-) 79	(-) 28	(-) 16
								合計	(284) 3,484

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		39			
6					
7		7			
8		11			
9		10			
10					
11		2			
12		26			
13		9			
14		6			
15		12			1
16		2			
17		6			
18		1			
19		5			
20		44			
21		6			
22		10			
23		15			
24		20			
25		12			1
26		13			2
27		20			
28		15			2
29		14			1
30		14			1
31		14			3
32	1	19			5
33		19			4
34		14			8
35		18			3
36		20			10
37		11			34
38		11			
39		17			
40		20			
41		14			
42		19			
43	1	13			
44	2	18			
45	1	11			
46	3	18			
47		24			
48	3	12		1	
49		22			
50		8			
51	2	17			
52		10			
53		31			
54		11		1	
55	1	24		2	
56	1	12		2	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57		20			5
58	1	3			5
59	5	2			7
60	2	1			1
61	1	3			7
62	1	13			6
63		23			4
64		15			10
65	2	22	1		3
66	1	17			13
67		17			12
68	1	14			7
69	1	24			8
70	1	21	1		11
71		29	1		7
72	1	16			16
73		22	1		8
74		22	3		6
75		33			4
76		13	1		5
77		25	1		12
78		23	4		
79		34	1		
80	2	18	8		
81		28	3		
82		20	3		
83	1	28			
84	1	19	3		
85	1	28	8		
86		24	7		
87	2	40	3		
88		25	12		
89	1	27	6		
90	1	20	2		
91	1	46	5		
92	2	29	3		
93	1	36	7		
94		55	4		
95		38	5		
96		34	5		
97		72	1		
98		50	8		
99	1	47	4		
100		105	2		
101		36	5		
102		87	6		
103	1	64			
104	2	86	1		
105		54			
106	1	32			
107		61			
108	1	37			
109	2	92			
110	1	75			
111		15			
112	2	105			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		49			
114	1	52			
115		71			
116		23			
117	1	40			
118		63			
119		29			
120		4			
121		8			
122		9			
123		44			
124		52			
125		29			
126		34			
127		60			
128		19			
129		42			
130		23			
131		48			
132		39			
133		19			
134		33			
135		21			
136		17			
137		42			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144	1				
145					
146					
147					
⋮					
153					
計	(24) 59	(1,423) 3,561	(25) 125	(37) 163	(12) 75
			合計	(1,521) 3,983	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
33		1			
34					
35					
36					
37					
38					
39					
⋮					
53					
54					
55		1			
56		1			
57					
58					
59					
60					
61		1			
62					
63		1			
64					
65		1			
66					
67					
68		1			
69					
70				1	
71			1		
⋮					
77					
78		2			
79					
80				1	
81		1			
82		1			
83		2			
84		1			
85		1			
86		1			
87		1			
88					
89					
90		1	1		
91		2			
92		1			
93					
94					
95					
96					
97		1			
98					
99					
100		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
101					
102		1			
103					
104		1			
105		1			
106		2			
107		1			
108					
109					
110		1			
111					
112		2			
113					
114		1			
115		1			
116		2			
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124		1			
125					
126					
127					
128					
129					
130		1			
131					
132					
133					
134					
135					
136		1			
137					
138		1			
139					
⋮					
149					
計	-	(18) 40	(1) 2	(-) 2	-
				合計	(19) 44

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
17		145			
18					
19		17			
20		161			1
21		22			
22		18			2
23		12			1
24		131			6
25		13			6
26		30			16
27		55			17
28		5			25
29		11			34
30		3			42
31		6			48
32		117			35
33		9			56
34		44			46
35		54			36
36		90			42
37		16			147
38		49			
39		62			
40		100			
41		33			
42		40			
43		48			
44		89			
45		23			
46		53			
47		54			
48		88			
49		31			
50		42			
51		61			
52		87			
53		44			
54		50			
55		60			
56		85			
57		35	1		
58		51			
59		105			
60		42			
61		65	2		
62		42			
63		66			
64		39			
65		72			
66		53	2		
67		61	3		
68		46		1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
69		41	1	2	
70		4	4	4	
71		2		6	
72		1	2	13	
73		3	3	16	
74		33	3	11	
75		48	2	13	
76		46	8	18	
77		51	3	20	
78		47	4	17	
79		61	3	16	
80		48	5	38	
81		55	7	39	
82		33	2	45	
83		55	4	43	
84		44	2	36	
85		38	12	42	
86		45	3	39	
87		51	6	27	
88		49	18	26	
89		54	10	24	
90		42	10	19	
91		61	13	15	
92		38	3	21	
93		37	16	52	
94		36	7		
95		62	7		
96		31	4		
97		47	7		
98		50	2		
99		51	5		
100		53	8		
101		35	9		
102		43	4		
103		67	3		
104		34	8		
105		63	4		
106		91	4		
107		70	3		
108		39	2		
109		129	1		
110		83			
111		77			
112		173			
113		84			
114		132			
115		90			
116		104			
117		76			
118		67			
119		63			
120		74			
121		138			
122		97			
123		49			
124		182			

級 号	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
125		76			
126		105			
127		149			
128		87			
129		97			
130		126			
131		65			
132		4			
133		8			
134		15			
135		97			
136		106			
137		73			
138		89			
139		123			
140		82			
141		134			
142		82			
143		154			
144		111			
145		93			
146		91			
147		68			
148		55			
149		111			
計	—	(4,938) 8,313	(101) 230	(159) 603	(112) 560
			合計	(5,310) 9,706	

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
⋮					
9					
10					
11					
12		1			
13		1			
14					
15					
16		1			
17		1			
18					
19					
20		1			
21					
22		1			
23					
24		2			
25					
26					
27					
28					
29		1			
30					2
31		1			1
32	1	4			
33	1	2			
34		1		1	1
35		1			
36		2			
37		2			
38					
39			2		
40	2				
41		2	1		
42		1			
43		4	8		
44			2		
45		2	3		
46		2	2	1	
47		1	4		
48			3		
49		2	1		
50		3	4		
51		1	2	2	
52		2		1	
53		1	6	1	
54		4	3	1	
55		1	6	2	
56			2		
57		1	2	4	
58		1	1	3	
59		2		1	
60		1	1	3	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
61			5	4	
62		1	3		
63			2		
64		3	3	3	
65		1	2		
66					
67					
68		1			
69			2	3	
70			1		
71			1		
72			2		
73		1	3		
74		1	1		
75					
76					
77			3		
78		1			
79	1	1	1		
80					
81		1	1		
82			3		
83			1		
84					
85					
86		1	1		
87		6	3		
88			1		
89			8		
90					
91					
92					
93					
94		3			
95					
⋮					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120		1			
121		1			
計	(1) 5	(16) 79	(6) 100	(1) 30	(-) 4
				合計	(24) 218

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
⋮				
9				
10				
11	2			
12				
13				
14	1			
15				
16				
17				
18	1			
19				
20				
21				
22				
23				
24			1	
25				
26		2		
27				
28				
29				
30				
31		1		
32				
33				
34	3			
35				
⋮				
41				
42				
43			1	
44				
45			1	
46				
47				
48				
49				1
50				1
51		1		
52				1
53				
54				
55				
56			1	1
57				1
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
65				2
66				
67			1	
⋮				
73				
74				
75				
76			1	
77				
78				
79				
⋮				
89				
⋮				
97				
計	(2) 7	(2) 4	(3) 6	(1) 8
			合計	(8) 25

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		3						
6								
7								
8		4						
9								
10								
11								
12		1						
13								
14								
15		1						
16		4						
17		1						
18								
19		1						
20								
21								
22		1						
23		1						
24		5						
25								
26		2						
27		1						
28		3						
29		1	1					
30				1				
31		1					1	
32		1					1	
33		2	1					
34		2						
35		1		1				
36		2	1					
37		1	3					
38					2			
39		1	1		1			
40		2	2	2				
41					1			
42		1	3	1	1			
43			2					
44			3	3	1			
45				2	4			
46			2	2	2	1		
47			3	1	4	1		
48		3	2	3	1			
49					4	5		
50			1	5				
51				1	2	1		
52		2	2		4			
53			1	3				
54		3		4	2			
55		2			3			
56				5	2	3		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
57					2	4		
58			1	1	5	1		
59			2		1			
60		1		1				
61				1	2	1		
62					3			
63					1			
64				2	1			
65				1	3			
66				1	1			
67			1	1	2			
68					3			
69				1				
70								
71			1					
72								
73					1			
74								
75					2			
76					1			
77								
78					1			
79					1			
80								
81					2			
82								
83								
84					2			
85					16			
⋮								
105								
⋮								
113								
計	-	(46) 54	(26) 33	(30) 43	(41) 84	(1) 17	(-) 2	-
							合計	(144) 233

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
⋮							
9		3	1				
10							
11							
12							
13			2	2			
14							
15		1					
16		4	1	1			
17			3				
18			1				
19						1	
20							
21				1		2	
22		1		1		2	
23						3	
24						1	
25						1	
26							
27			1				
28		1					
29							
30						1	
31					2	3	
32						1	
33					2		
34			1	1	1	4	
35							
36						6	
37							
38						2	
39							
40			1			1	
41							
42							
43					1	2	
44			1			1	
45						1	
46						1	
47		1				2	
48						2	
49			1			1	
50							
51			1			1	
52							
53							
54							
55						1	
56						1	
57						1	
58							
59						2	
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62						3	
63						1	
64						1	
65					1	1	
66							
67							
68						2	
69						5	
⋮							
93							
⋮							
113							
⋮							
125							
⋮							
153							
⋮							
169							
計	-	(10) 11	(14) 14	(6) 6	(7) 7	(56) 56	-
						合計	(93) 94

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	7									7
19	8									8
20	22									22
21	20									20
22	42									42
23	36									36
24	64									64
25	59									59
26	28	30								58
27	26	54								80
28	14	71								85
29	13	72								85
30	11	41	20							72
31	4	26	47							77
32	5	27	92							124
33	3	13	106			3				125
34		10	116							126
35	3	12	106			1				122
36	1	4	119							124
37	2	3	142				1			148
38		2	133							135
39	1	1	169	3						174
40	1	1	163	10		1		1		177
41		4	114	55						173
42	1	2	82	105					1	191
43		2	51	121	3					177
44			43	169	9					221
45		3	24	103	68					198
46		1	17	58	111					187
47			14	30	156	2				202
48			14	14	127	3				158
49			22	20	124	16				182
50			24	9	87	32				152
51			18	8	114	60				200
52			13	6	98	67	2			186
53			19	8	58	44	8			137
54			18	5	54	55	8	2	1	143
55			20	1	48	49	13	4	1	136
56			12	7	51	43	20	5	4	142
57			13	3	28	45	18	10	4	121
58		1	7	3	35	44	15	9	8	122
59			3	7	29	24	6	1		70
計	371	380	1,741	745	1,200	489	91	32	19	5,068

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	20									20
19	23									23
20	31									31
21	32									32
22	75									75
23	104									104
24	44	67	1							112
25	37	88	1							126
26	14	79	15							108
27	14	75	11							100
28	11	90	33	1						135
29	6	58	45	5						114
30	8	57	42	9						116
31	3	55	53	15						126
32		34	82	19						135
33	1	23	90	42						156
34		11	66	35	1					113
35		11	58	41	4					114
36		5	57	54	4					120
37		3	36	40	1					80
38		1	30	60	11	1				103
39		1	18	68	8	1				96
40			15	54	3					72
41			5	38	6	4				53
42			7	35	2	3				47
43			4	33	8	5	2			52
44			4	26	9	7				46
45			2	36	3	6				47
46				22	10	5				37
47			1	39	11	4	4			59
48			4	31	10	14	4			63
49			2	28	13	7	6			56
50				27	20	12	9			68
51				26	21	5	5			57
52			6	28	18	11	9			72
53			2	37	33	13	3	4		92
54				32	31	13	7	2	2	87
55			1	24	10	11	8	3	3	60
56			1	41	27	20	5	9		103
57				27	42	18	8	4	2	101
58				19	46	13	5	4	3	90
59			2	9	44	16	4	2	6	83
計	423	658	694	1,001	396	189	79	28	16	3,484

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		39				39
23		26				26
24	1	47				48
25		66				66
26		42				42
27	5	51				56
28	4	56				60
29	4	59				63
30	1	60				61
31	2	59				61
32	5	64				69
33	4	53				57
34	5	66				71
35	1	64				65
36	1	69				70
37	1	65				66
38	5	65				70
39	4	87				91
40	2	94				96
41		102				102
42	2	106				108
43	3	107	1			111
44	5	136	1			142
45		147	4			151
46	3	141	2	1		147
47		184	9			193
48		176	12	2		190
49		187	23	3		213
50		189	13	16		218
51		148	14	16		178
52		164	7	24	1	196
53	1	127	4	29	2	163
54		119	9	18	4	150
55		94	4	21	6	125
56		101	7	17	11	136
57		72	7	8	15	102
58		64	6	3	18	91
59		65	2	5	18	90
計	59	3,561	125	163	75	3,983

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26		1				1
27						
28						
29						
30						
31		2				2
32						
33		2				2
34		2				2
35						
36						
37		3				3
38		4				4
39		3				3
40		4				4
41		2				2
42		2				2
43		2				2
44		1	1			2
45		2				2
46		3				3
47		2				2
48		1				1
49						
50		1	1	1		3
51		1				1
52				1		1
53		2				2
54						
55						
56						
57						
58						
59						
計	-	40	2	2	-	44

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		145				145
23		199				199
24		187				187
25		217				217
26		159				159
27		205				205
28		185				185
29		197				197
30		217				217
31		191				191
32		207				207
33		199				199
34		226				226
35		167				167
36		190				190
37		200				200
38		193				193
39		202				202
40		202				202
41		170	2			172
42		180	2			182
43		201	3			204
44		234	11			245
45		236	6			242
46		242	11	1		254
47		261	7	1		269
48		293	15			308
49		301	29	11	2	343
50		294	25	18	1	338
51		332	35	51		418
52		323	24	83	3	433
53		290	10	112	16	428
54		286	10	106	26	428
55		276	11	84	70	441
56		276	16	53	88	433
57		189	6	34	129	358
58		142	2	28	115	287
59		99	5	21	110	235
計	-	8,313	230	603	560	9,706

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24	2	1				3
25	2	3				5
26		2				2
27		3				3
28		3				3
29		4				4
30		8				8
31		5				5
32	1	4				5
33		7				7
34		6				6
35		4				4
36		4				4
37		4				4
38		5				5
39		7				7
40		2				2
41		3	7			10
42		2	7			9
43			7			7
44		2	9			11
45			11			11
46			9	1		10
47			6			6
48			9	1		10
49			6			6
50			5			5
51			4	1		5
52			7	1		8
53			4	1		5
54			5	2		7
55			1	6		7
56			2	9		11
57				2	1	3
58				4	3	7
59			1	2		3
計	5	79	100	30	4	218

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22					
23					
24	1				1
25					
26	1				1
27	1				1
28					
29					
30	2				2
31	1				1
32	1	2			3
33					
34					
35					
36		1			1
37					
38					
39					
40					
41			1		1
42			1		1
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		1
50			1		1
51			1	1	2
52					
53		1			1
54				1	1
55					
56					
57				1	1
58					
59				2	2
60				2	2
61					
62			1	1	2
63					
64					
計	7	4	6	8	25

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		2							2
23		3							3
24		2							2
25		6							6
26		6							6
27		5							5
28		3							3
29		2							2
30		5							5
31		3	1						4
32		4	1						5
33		2	3						5
34			7						7
35		5	3						8
36		3	4						7
37			4	4					8
38		1	1	6					8
39		1	2	5					8
40		1	2	3					6
41			3	13					16
42				3	5				8
43			1	2	4				7
44				3	5				8
45			1	2	4				7
46				1	4				5
47					7				7
48					9				9
49					6				6
50					7				7
51				1	2				3
52					4	1			5
53					5	2			7
54					8	4			12
55					2	2			4
56					4	3	1		8
57					4	3	1		8
58					3	1			4
59					1	1			2
計	-	54	33	43	84	17	2	-	233

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		2						2
23								
24		3						3
25		2						2
26		1						1
27								
28		1	1					2
29			3					3
30		1						1
31			1					1
32		1	2	1				4
33				1				1
34			2	1				3
35				1				1
36								
37			1	1				2
38			1	1				2
39			2					2
40								
41					2			2
42			1		3			4
43					1	3		4
44						5		5
45						5		5
46						2		2
47						5		5
48						6		6
49						4		4
50						5		5
51					1	2		3
52						2		2
53						5		5
54						4		4
55								
56						3		3
57						2		2
58						2		2
59						1		1
計	-	11	14	6	7	56	-	94

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職	4					1	2	1			
教育職(一)	57	7	50								
小学校・中学校教育職	34		34								
給料表計	95										
60歳	23										
61歳	34										
62歳	16										
63歳	17										
64歳	5										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	63		61		2						
公安職	10					8	2				
教育職(一)	16	1	15								
小学校・中学校教育職	2		2								
研究職	3		3								
医療職(二)	3		3								
給料表計	97										
60歳	16										
61歳	14										
62歳	34										
63歳	26										
64歳	7										

2 民間給与関係

平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所859事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から274事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

8,812人（うち初任給関係583人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は46,891人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	244	87	109	48
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	18	7	9	2
製造業	121	43	57	21
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	41	15	18	8
卸売業，小売業	22	6	9	7
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	8	4	3	1
教育，学習支援業、医療，福祉、 サービス業	34	12	13	9

- 注：1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が25所あった。
 2 調査対象事業所274所から規模等が調査の対象外であることが判明した事業所5所を除いた269所に占める調査完了事業所244所の割合（調査完了率）は、90.7%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模				
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	189,547	195,164	185,766	178,215
	短 大 卒	171,242	172,161	170,386	167,691
	高 校 卒	158,513	160,801	157,375	152,841
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,550	198,343	193,277	185,325
	短 大 卒	173,235	173,111	174,397	168,259
	高 校 卒	160,856	161,273	160,946	158,681
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	191,585	196,339	189,078	181,233
	短 大 卒	172,169	172,581	172,315	168,010
	高 校 卒	159,616	161,023	159,051	155,599

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

備考 職員の場合、行政職の初任給（地域手当含む。）は、大学卒189,520円、高校卒151,513円である。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額				備 考
			きまって		(A - B)		
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)			
事 務	支 店 長	17	51.5	687,534	0	687,534	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	50.3	788,706	0	788,706	
	短 大 卒	2	57.8	662,308	0	662,308	
	高 校 卒	5	52.2	508,684	0	508,684	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	14	52.5	628,101	2,052	626,049	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	53.0	676,755	0	676,755	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	51.3	541,951	7,625	534,326	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係	事 務 部 長	215	51.9	562,845	1,296	561,549	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	166	51.8	568,285	1,411	566,874	
	短 大 卒	8	51.2	527,059	0	527,059	
	高 校 卒	41	52.3	548,093	1,081	547,012	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	178	51.4	551,057	1,610	549,447	同 上
	大 学 卒	116	51.3	557,291	671	556,620	
	短 大 卒	12	52.4	566,193	86	566,107	
	高 校 卒	50	51.3	534,411	3,937	530,474	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

注：1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は，個人情報保護の観点から，平均年齢及び平成25年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 支 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	68	51.1	502,949	992	501,957	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
	大 学 卒	55	50.9	503,714	1,179	502,535	
	短 大 卒	4	55.9	528,219	140	528,079	
	高 校 卒	9	50.9	488,227	0	488,227	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	90	50	518,169	2,183	515,986	同 上
	大 学 卒	64	50.6	541,390	247	541,143	
	短 大 卒	8	52.9	513,280	301	512,979	
	高 校 卒	18	48.7	451,647	8,866	442,781	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	319	48.2	503,722	4,733	498,989	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	191	46.9	490,834	2,614	488,220	
	短 大 卒	20	47.1	435,980	339	435,641	
	高 校 卒	107	50.9	540,879	9,238	531,641	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 課 長	438	47.7	494,240	8,835	485,405	同 上
	大 学 卒	228	46.8	507,619	7,662	499,957	
	短 大 卒	46	47.2	519,437	15,358	504,079	
	高 校 卒	163	49.1	469,457	8,493	460,964	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 与 （A）	う ち 時 間 外 手 当 等 （B）	（A - B）	
事 務	事 務 課 長 代 理	144	47.0	480,837	61,381	419,456	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大 学 卒	78	44.6	462,335	47,530	414,805	
	短 大 卒	17	44.2	370,966	13,355	357,611	
	高 校 卒	49	51.2	539,699	95,591	444,108	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	135	46.0	443,524	44,150	399,374	同 上
	大 学 卒	79	44.5	435,819	46,564	389,255	
	短 大 卒	10	44.2	411,394	17,573	393,821	
	高 校 卒	41	48.0	464,097	49,458	414,639	
	中 学 卒	5	54.6	449,325	17,867	431,458	
関 係	事 務 係 長	416	45.1	408,547	46,970	361,577	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	202	42.5	388,921	45,650	343,271	
	短 大 卒	45	43.6	357,562	31,635	325,927	
	高 校 卒	163	48.9	451,436	52,786	398,650	
	中 学 卒	6	46.5	344,021	50,574	293,447	
職 種	技 術 係 長	529	47.6	501,885	94,310	407,575	同 上
	大 学 卒	161	42.3	431,355	70,157	361,198	
	短 大 卒	51	45.7	485,907	70,046	415,861	
	高 校 卒	316	50.3	537,436	109,252	428,184	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	396	42.7	381,234	47,510	333,724	
	大 学 卒	179	40.2	380,637	46,846	333,791	
	短 大 卒	64	43.1	363,984	52,014	311,970	
	高 校 卒	152	45.2	390,395	46,478	343,917	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	418	42.7	423,092	76,073	347,019	
	大 学 卒	163	41.2	377,899	55,207	322,692	
	短 大 卒	51	41.8	374,478	63,619	310,859	
	高 校 卒	204	44.1	472,069	96,222	375,847	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	2,280	36.2	284,540	30,543	253,997	
	大 学 卒	1,141	33.2	288,181	34,864	253,317	
	短 大 卒	382	38.2	261,348	20,960	240,388	
	高 校 卒	752	39.6	291,262	29,276	261,986	
	中 学 卒	5	40.9	241,919	14,310	227,609	
職 種	技 術 係 員	1,627	34.6	333,733	57,059	276,674	
	大 学 卒	759	32.4	320,206	56,797	263,409	
	短 大 卒	229	32.8	308,814	41,896	266,918	
	高 校 卒	632	37.3	357,101	63,467	293,634	
	中 学 卒	7	40.0	249,217	17,777	231,440	

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額				備 考
			きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)		
					円	円	
事 務	支 店 長	13	51.8	763,904	0	763,904	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	50.5	812,295	0	812,295	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	53.8	630,395	0	630,395	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	7	53.8	724,120	0	724,120	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	54.7	804,673	0	804,673	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
関 係	事 務 部 長	128	51.7	577,466	1,955	575,511	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	104	51.3	577,548	2,023	575,525	
	短 大 卒	3	55.0	578,721	0	578,721	
	高 校 卒	21	53.0	576,914	1,905	575,009	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	88	52.3	614,855	1,304	613,551	同 上
	大 学 卒	65	51.9	607,257	406	606,851	
	短 大 卒	4	55.0	669,551	0	669,551	
	高 校 卒	19	53.2	629,384	4,505	624,879	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	49	51.0	508,520	521	507,999	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	43	50.8	505,329	567	504,762	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	51.7	525,746	0	525,746	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	55	51.5	573,700	370	573,330	同 上
	大 学 卒	46	50.9	580,239	379	579,860	
	短 大 卒	6	54.4	544,915	449	544,466	
	高 校 卒	3	52.9	553,514	98	553,416	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	201	48.7	552,058	6,005	546,053	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	116	46.9	534,423	2,260	532,163	
	短 大 卒	10	46.9	450,000	83	449,917	
	高 校 卒	75	51.7	593,129	12,464	580,665	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 課 長	233	48.4	557,457	8,488	548,969	同 上
	大 学 卒	140	47.2	555,501	9,199	546,302	
	短 大 卒	27	49.1	587,758	11,516	576,242	
	高 校 卒	65	50.6	547,144	5,839	541,305	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	87	48.6	546,339	88,997	457,342	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	41	46.1	527,912	72,477	455,435	
	短 大 卒	8	43.1	378,079	11,774	366,305	
	高 校 卒	38	52.1	594,034	119,000	475,034	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	73	47.5	491,774	60,869	430,905	同 上
	大 学 卒	42	43.9	465,881	61,047	404,834	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	25	50.6	530,823	71,105	459,718	
	中 学 卒	5	54.6	449,325	17,867	431,458	
関 係	事 務 係 長	185	46.3	473,871	68,255	405,616	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	87	42.9	427,929	63,319	364,610	
	短 大 卒	8	44.2	429,052	51,666	377,386	
	高 校 卒	88	49.7	529,048	76,089	452,959	
	中 学 卒	2	55.5	352,221	20,529	331,692	
職 種	技 術 係 長	275	49.8	596,581	132,094	464,487	同 上
	大 学 卒	68	42.1	495,112	92,951	402,161	
	短 大 卒	30	47.4	562,535	87,955	474,580	
	高 校 卒	177	52.7	635,081	151,355	483,726	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 支 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	192	43.4	462,445	76,417	386,028	
	大 学 卒	94	41.4	448,164	69,784	378,380	
	短 大 卒	28	45.1	462,737	95,397	367,340	
	高 校 卒	70	45.6	481,622	77,477	404,145	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	236	44.8	501,633	104,263	397,370	
	大 学 卒	73	43.4	434,342	69,874	364,468	
	短 大 卒	18	44.4	480,912	95,263	385,649	
	高 校 卒	145	45.5	538,046	122,677	415,369	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	1,194	36.3	304,054	38,409	265,645	
	大 学 卒	571	33.1	305,176	46,107	259,069	
	短 大 卒	197	38.9	277,133	24,509	252,624	
	高 校 卒	424	39.0	315,437	35,129	280,308	
	中 学 卒	2	48.9	249,377	36,043	213,334	
職 種	技 術 係 員	857	35.1	368,525	69,334	299,191	
	大 学 卒	356	32.9	353,829	70,020	283,809	
	短 大 卒	98	32.3	353,247	55,345	297,902	
	高 校 卒	400	37.2	382,507	73,125	309,382	
	中 学 卒	3	37.0	248,210	13,661	234,549	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	3	54.0	485,127	0	485,127	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	7	51.2	539,248	3,950	535,298	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	50.4	485,648	0	485,648	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	51.9	539,222	10,084	529,138	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	78	52.0	551,116	350	550,766	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	58	52.6	565,174	472	564,702	
	短 大 卒	5	48.8	494,170	0	494,170	
	高 校 卒	15	50.6	515,590	0	515,590	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	70	49.9	495,404	766	494,638	同 上
	大 学 卒	39	50.0	499,861	1,279	498,582	
	短 大 卒	8	51.3	525,938	120	525,818	
	高 校 卒	23	49.3	478,003	215	477,788	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
	大 学 卒	17	51.5	488,136	2,123	486,013	
	短 大 卒	12	51.0	499,376	2,823	496,553	
	高 校 卒	3	56.4	506,800	0	506,800	
	中 学 卒	2	49.5	401,901	0	401,901	
技 術	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	22	49.6	471,349	5,660	465,689	
	短 大 卒	11	50.6	506,788	0	506,788	
	高 校 卒	2	50.0	449,320	0	449,320	
	中 学 卒	9	48.4	438,753	13,505	425,248	
関 係	事 務 課 長	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	104	47.8	427,671	2,721	424,950	
	短 大 卒	68	47.2	428,174	3,502	424,672	
	高 校 卒	7	47.1	439,614	0	439,614	
	中 学 卒	28	49.6	427,483	1,873	425,610	
職 種	技 術 課 長	1	*	*	*	*	同 上
	大 学 卒	173	47.0	433,591	9,327	424,264	
	短 大 卒	75	46.1	438,004	4,970	433,034	
	高 校 卒	17	44.9	433,376	19,103	414,273	
	中 学 卒	81	48.3	430,062	10,727	419,335	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	49	45.0	388,408	21,500	366,908	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大 学 卒	33	43.5	397,062	22,178	374,884	
	短 大 卒	7	45.4	387,934	18,993	368,941	
	高 校 卒	9	49.5	361,140	20,863	340,277	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	53	44.8	394,751	29,268	365,483	同 上
	大 学 卒	34	44.8	403,271	36,860	366,411	
	短 大 卒	6	43.9	392,764	12,063	380,701	
	高 校 卒	13	45.3	373,273	17,868	355,405	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	180	44.6	362,834	33,692	329,142	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	87	42.1	367,376	36,279	331,097	
	短 大 卒	27	43.9	348,227	33,555	314,672	
	高 校 卒	63	48.7	364,340	27,456	336,884	
	中 学 卒	3	41.9	333,282	77,733	255,549	
職 種	技 術 係 長	198	44.7	375,752	42,294	333,458	同 上
	大 学 卒	77	42.7	383,233	51,416	331,817	
	短 大 卒	18	43.4	362,992	39,873	323,119	
	高 校 卒	102	46.4	372,931	36,103	336,828	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	150	42.4	312,575	22,491	290,084	
	大 学 卒	65	40.1	315,058	22,260	292,798	
	短 大 卒	28	42.5	297,595	21,583	276,012	
	高 校 卒	56	44.7	317,984	23,133	294,851	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
技 術	技 術 主 任	153	40.4	323,491	40,889	282,602	
	大 学 卒	74	39.6	338,846	47,291	291,555	
	短 大 卒	28	40.8	317,214	48,280	268,934	
	高 校 卒	51	41.4	302,169	26,383	275,786	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	743	36.6	257,858	19,765	238,093	
	大 学 卒	392	33.7	264,475	19,605	244,870	
	短 大 卒	126	38.1	243,759	19,218	224,541	
	高 校 卒	224	40.6	254,773	20,439	234,334	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 係 員	617	33.4	287,365	42,670	244,695	
	大 学 卒	337	31.7	294,577	49,182	245,395	
	短 大 卒	98	32.5	261,804	27,830	233,974	
	高 校 卒	178	37.6	290,257	39,147	251,110	
	中 学 卒	4	42.7	250,127	21,498	228,629	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 長	9	53.3	461,171	400	460,771	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	52.2	407,222	0	407,222	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	54.5	519,875	834	519,041	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 部 長	20	53.1	496,347	5,884	490,463	同 上
	大 学 卒	12	53.0	491,771	0	491,771	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	8	53.2	502,383	13,648	488,735	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				ま っ ぽ き 支 給 す る 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	2	51.0	533,312	0	533,312	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	51.0	533,312	0	533,312	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	13	48.7	415,296	1,681	413,615	同 上
	大 学 卒	7	49.8	411,041	0	411,041	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	47.2	421,604	4,174	417,430	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 課 長	14	44.2	360,236	1,045	359,191	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	7	42.8	351,253	0	351,253	
	短 大 卒	3	48.4	372,835	2,242	370,593	
	高 校 卒	4	43.3	367,521	2,146	365,375	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	技 術 課 長	32	47.1	398,347	8,383	389,964	同 上
	大 学 卒	13	45.7	412,109	7,562	404,547	
	短 大 卒	2	41.0	382,982	38,282	344,700	
	高 校 卒	17	48.4	390,372	6,422	383,950	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	8	40.3	322,813	941	321,872	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大 学 卒	4	38.4	325,095	0	325,095	
	短 大 卒	2	44.0	285,599	0	285,599	
	高 校 卒	2	40.3	355,463	3,762	351,701	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	9	42.8	437,252	27,016	410,236	同 上
	大 学 卒	3	47.1	532,016	22,410	509,606	
	短 大 卒	3	42.2	425,125	44,721	380,404	
	高 校 卒	3	38.1	333,154	18,396	314,758	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 長	51	42.5	343,024	19,355	323,669	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	28	42.7	340,914	22,703	318,211	
	短 大 卒	10	41.9	328,437	8,834	319,603	
	高 校 卒	12	42.1	360,321	19,851	340,470	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
職 種	技 術 係 長	56	43.7	356,582	43,402	313,180	同 上
	大 学 卒	16	41.7	353,766	51,051	302,715	
	短 大 卒	3	40.2	345,683	45,583	300,100	
	高 校 卒	37	45.0	358,912	39,715	319,197	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 主 任	54	40.3	274,035	11,189	262,846	
	大 学 卒	20	34.5	260,383	14,409	245,974	
	短 大 卒	8	38.1	249,711	7,000	242,711	
	高 校 卒	26	45.5	292,280	10,067	282,213	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 主 任	29	37.2	291,616	24,465	267,151	
	大 学 卒	16	38.4	288,129	14,917	273,212	
	短 大 卒	5	37.5	294,582	26,922	267,660	
	高 校 卒	8	34.7	295,966	39,804	256,162	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 係 員	343	35.1	255,597	18,936	236,661	
	大 学 卒	178	32.1	272,919	23,724	249,195	
	短 大 卒	59	35.2	227,112	7,127	219,985	
	高 校 卒	104	40.2	241,755	17,300	224,455	
	中 学 卒	2	34.0	228,055	3,055	225,000	
職 種	技 術 係 員	153	35.4	246,278	15,066	231,212	
	大 学 卒	66	33.9	251,950	10,694	241,256	
	短 大 卒	33	36.9	229,676	17,220	212,456	
	高 校 卒	54	36.2	250,227	18,599	231,628	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	5	41.9	233,680	0	233,680	見習, 外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事しているものを除く。
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	2	37.5	275,891	0	275,891	
	守 衛 ・ 警 備 員	2	60.6	178,405	27,286	151,119	
	用 務 員	9	55.1	235,174	3,379	231,795	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 学 部 長 大 学 教 授	1	*	*	*	*	
	大 学 准 教 授	43	58.7	605,208	0	605,208	
	大 学 講 師	37	50.2	496,377	0	496,377	
	大 学 助 教	34	40.6	400,637	0	400,637	
	大 学 助 手	7	38.3	343,061	0	343,061	
	大 学 助 手	14	37.4	337,800	0	337,800	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者, 上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。) 〕
	研 究 部 (課) 長	7	46.8	466,805	0	466,805	
	研 究 室 (係) 長	8	43.1	478,142	54,488	423,654	
	主 任 研 究 員	11	39.6	355,354	21,000	334,354	
	研 究 員	70	34.1	348,410	55,551	292,859	
	研 究 補 助 員	9	37.1	258,538	10,928	247,610	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	5	63.4	1,359,009	22,443	1,336,566	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	7	60.4	1,584,849	42,141	1,542,708	
	医 科 長	18	54.9	1,345,913	26,278	1,319,635	
	医 師	35	46.2	1,121,674	55,081	1,066,593	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)	(A - B)	
医 療 関 係 職 種	歯 科 医 師	1	*	*	*	*	
	薬 局 長	4	52.9	450,631	21,480	429,151	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	26	34.4	318,827	42,656	276,171	
	診 療 放 射 線 技 師	35	42.0	329,849	31,521	298,328	
	臨 床 検 査 技 師	41	40.0	288,337	34,504	253,833	
	栄 養 士	22	39.7	253,549	20,985	232,564	
	理 学 療 法 士	72	29.8	270,793	12,102	258,691	
	作 業 療 法 士	41	28.1	261,438	13,674	247,764	
	総 看 護 師 長	7	53.4	503,767	10,441	493,326	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	51	47.2	394,071	55,598	338,473	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	176	38.0	318,840	67,434	251,406	
	准 看 護 師	39	50.0	296,155	37,888	258,267	

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				岡山県	大学卒	規模計	
		500人以上	33.1	(17.6)	(82.4)	(0.0)	66.9
		100人以上 500人未満	41.0	(7.3)	(92.7)	(0.0)	59.0
		100人未満	22.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	77.9
	高校卒	規模計	25.5	(14.1)	(85.9)	(0.0)	74.5
		500人以上	25.1	(7.0)	(93.0)	(0.0)	74.9
		100人以上 500人未満	28.4	(19.1)	(80.9)	(0.0)	71.6
		100人未満	19.7	(13.3)	(86.7)	(0.0)	80.3
全国	大学卒	規模計	39.8	(8.4)	(90.5)	(1.1)	60.2
		500人以上	65.8	(9.0)	(90.0)	(1.0)	34.2
		100人以上 500人未満	42.5	(7.9)	(90.8)	(1.3)	57.5
		100人未満	25.0	(8.9)	(90.2)	(0.9)	75.0
	高校卒	規模計	15.2	(8.5)	(90.1)	(1.4)	84.8
		500人以上	20.6	(6.1)	(93.9)	(0.0)	79.4
		100人以上 500人未満	16.5	(8.5)	(90.6)	(0.9)	83.5
		100人未満	11.2	(10.4)	(86.1)	(3.5)	88.8

注：1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
岡山県	係員		14.1	15.2	0.0	70.7
	課長級		13.5	14.7	0.0	71.8
全国	係員		13.1	12.9	0.5	73.5
	課長級		11.8	12.2	0.5	75.5

注 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階		企業規模	項目	定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給制度なし
岡山県	係員	規模計		92.8	41.2	82.4	49.5	7.2
		500人以上		91.5	48.0	81.7	50.8	8.5
		100人以上 500人未満		94.0	39.5	83.7	54.3	6.0
		100人未満		92.5	33.3	80.7	35.8	7.5
	課長級	規模計		84.8	33.7	82.0	46.9	15.2
		500人以上		78.0	32.4	78.8	43.0	22.0
		100人以上 500人未満		91.5	35.7	84.9	53.5	8.5
		100人未満		81.6	30.9	79.6	36.2	18.4
全国	係員	規模計		87.7	37.2	72.2	38.3	12.3
		500人以上		92.9	34.7	80.7	54.4	7.1
		100人以上 500人未満		91.0	42.0	72.7	39.9	9.0
		100人未満		80.4	30.8	67.8	28.7	19.6
	課長級	規模計		82.2	30.4	68.9	34.4	17.8
		500人以上		79.6	21.8	69.7	44.3	20.4
		100人以上 500人未満		85.4	34.5	69.7	35.7	14.6
		100人未満		78.0	27.6	67.3	27.6	22.0

注： 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階		項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
				増額	減額	変化なし			
岡山県	係員		90.9	90.0	27.9	7.7	54.3	0.9	9.1
	課長級		81.2	79.9	24.1	8.7	47.1	1.3	18.8
全国	係員		84.2	79.8	22.2	7.8	49.8	4.4	15.8
	課長級		77.5	72.9	19.7	7.7	45.5	4.6	22.5

注： 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第20表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実 施 事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	16.2	9.9
転 籍	4.0	1.8
希 望 退 職 者 の 募 集	5.1	1.9
正 社 員 の 解 雇	0.5	0.7
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	6.8	3.0
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	2.6	1.9
残 業 の 規 制	13.5	6.7
一 時 帰 休 ・ 休 業	4.2	2.5
ワ ー ク シェ ア リ ン グ	0.0	0.1
賃 金 カ ッ ト	3.1	2.7
上記のいずれかの措置を実施している事業所	27.0	19.2

注：1 平成25年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

第21表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階		項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
岡山県	係 員		3.3	9.9
	課 長 級		3.5	2.6
全 国	係 員		2.5	6.3
	課 長 級		3.2	7.4

注：平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	13,611円	14,747円
配 偶 者 と 子 1 人	19,464円	20,695円
配 偶 者 と 子 2 人	24,602円	25,970円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額を、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合	
	岡山県	全国
支給	53.3%	48.9%
非支給	46.7%	51.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中間階層	岡山県	全国
	27,000円以上28,000円未満	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第24表 民間における特別給の支給状況

区 分		全 国		
		岡山県	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	322,909 円	376,352 円	273,679 円
	上半期 (A ₂)	322,843	376,660	274,307
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	626,526 円	732,035 円	469,082 円
	上半期 (B ₂)	652,744	757,639	472,852
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	1.94 月分	1.95 月分	1.71 月分
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.02	2.01	1.72
	年間計	3.96	3.95	

注：1 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは平成25年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で3.95月である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非役員)	
			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	規 模 計		52.3	47.7	40.8	59.2	39.1	60.9
	500人以上		59.0	41.0	36.4	63.6	36.5	63.5
	100人以上 500人未満		52.5	47.5	46.1	53.9	45.7	54.3
	100人未満		40.9	59.1	35.4	64.6	26.3	73.7
全 国	規 模 計		53.9	46.1	49.4	50.6	48.6	51.4
	500人以上		53.8	46.2	44.0	56.0	43.0	57.0
	100人以上 500人未満		56.2	43.8	52.0	48.0	51.8	48.2
	100人未満		50.1	49.9	47.6	52.4	46.0	54.0

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	岡 山 県				全 国			
	適用従業員		(参考)適用事業所		適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	9.4	9.4	8.5	8.5	15.4	15.4	8.0	8.0
30%	38.1	47.5	22.6	31.1	34.9	50.3	16.7	24.7
29%	0.0	47.5	0.0	31.1	0.1	50.4	0.0	24.7
28%	0.6	48.1	0.9	32.0	1.0	51.4	0.6	25.4
27%	0.2	48.3	0.7	32.7	0.8	52.2	0.7	26.0
26%	0.0	48.3	0.0	32.7	0.4	52.7	0.7	26.7
25%	51.7	100.0	67.3	100.0	47.3	100.0	73.3	100.0

注：適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係

平成25年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（岡山市・勤労者世帯）における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）等により、平成25年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第27表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成25年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	23,290 円	26,640 円	37,640 円	48,630 円	59,630 円
住居関係費	87,830	92,630	83,440	74,240	65,050
被服・履物費	4,280	4,260	7,400	10,530	13,670
雑費Ⅰ	43,500	75,600	96,610	117,600	138,610
雑費Ⅱ	10,950	30,910	32,810	34,700	36,600
計	169,850	230,040	257,900	285,700	313,560

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費Ⅰ	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費Ⅱ	0.433	0.459	0.486	0.512

4 労働経済関係

第28表 労働経

項目			年月	平成 23年(度)	平成 24年(度)	平成24年 4月	5月	6月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全	きまって支給する給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	291,651 0.0	289,199 △ 0.1	293,019 0.8	289,048 1.1	290,433 0.2	
		〔調査 産業計〕	うち所定内給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	267,582 0.1	265,370 △ 0.2	268,130 0.3	265,227 0.6	266,595 △ 0.1
			うち所定外給与	(円) 前年度比・ 前年同月比(%)	24,069 0.0	23,829 △ 0.3	24,889 4.8	23,821 6.1	23,838 4.1
	総実労働時間数		(時間) ※年度平均	149.8	149.5	153.6	148.3	154.9	
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年度平均	12.0	12.1	12.7	12.1	12.0	
		岡山	きまって支給する給与	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	291,215 △ 2.6	272,858 △ 0.8	277,625 △ 0.5	271,286 0.7	273,972 △ 1.4
	〔調査 産業計〕		うち所定内給与	(円) ※年平均	264,529	249,080	253,162	248,062	250,810
			うち所定外給与	(円) ※年平均	26,686	23,778	24,463	23,224	23,162
	総実労働時間数		(時間) ※年平均	160.6	158.0	161.0	154.2	163.8	
	〔調査 産業計〕	うち所定外労働時間数	(時間) ※年平均	14.8	13.4	13.8	13.1	13.6	
消費支出		全 国	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	282,966 △ 2.5	286,169 1.1	301,948 3.2	287,911 4.3	269,810 1.5
	勤 労 者 世 帯		(円) 前年比・ 前年同月比(%)	308,838 △ 0.3	313,874 1.6	339,069 4.4	304,653 1.2	292,937 2.4	
	〔総務省 家計調査〕	岡 山 市	全 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	284,840 △ 2.4	274,737 △ 3.6	275,828 △ 21.4	237,501 △ 12.3	294,834 1.4
			勤 労 者 世 帯	(円) 前年比・ 前年同月比(%)	300,066 △ 8.0	287,844 △ 4.1	286,906 △ 26.7	230,678 △ 18.9	290,833 12.6
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.1	△ 0.3	0.4	0.2	△ 0.2	
		岡 山 市	前年度比・ 前年同月比(%)	0.2	△ 0.4	0.1	△ 0.1	0.1	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年度比・ 前年同月比(%)	1.4	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.5	
雇 用	常用雇用指数	〔調査 産業計〕	〔厚生労働省毎月 勤労統計調査〕	前年度比・ 前年同月比(%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.1
	完全失業率(総務省労働力調査)			(%) ※年度平均	4.5	4.3	4.5	4.4	4.3
	有効求人倍率 (厚生労働省, 県緊急雇用対策室)	全 国		(倍) ※年度平均	0.68	0.82	0.79	0.80	0.81
		岡 山 県		(倍) ※年度平均	0.94	1.09	1.04	1.06	1.07

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値である。
 2 「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」、「常用雇用指数」及び「国内企業物価指数」は平成22年基準である。
 3 「消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象。「全国」の前年比、前年同月比は名目
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」は平成22年基準である。
 5 「完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。
 6 東日本大震災の影響により以下のとおり特別の対応がとられている。
 (1)「有効求人倍率」の平成23年度全国値については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値となっている。
 (2)「消費支出」の、平成23年度の全国値については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収で

済 指 標

7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	平成25年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
289,540 0.1	288,158 0.2	288,377 △ 0.3	289,637 △ 0.5	289,524 △ 0.3	289,445 △ 0.4	285,798 △ 0.6	287,924 △ 0.8	289,471 △ 1.1	292,839 △ 0.1	288,359 △ 0.2
266,015 0.0	264,978 0.2	265,610 △ 0.2	266,115 △ 0.1	265,467 △ 0.1	265,019 △ 0.2	262,217 △ 0.5	264,048 △ 0.6	264,992 △ 1.0	267,771 △ 0.1	264,421 △ 0.4
23,525 0.3	23,180 1.1	22,767 △ 1.9	23,522 △ 4.1	24,057 △ 3.2	24,426 △ 2.0	23,581 △ 2.5	23,876 △ 3.2	24,479 △ 1.4	25,068 0.7	23,938 0.5
153.2	148.4	148.1	152.5	155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0	149.3
12.0	11.6	11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7	12.1
272,915 △ 0.4	271,161 △ 0.6	272,779 0.5	271,733 △ 1.4	273,725 0.2	272,888 0.7	270,764 △ 0.2	270,853 △ 0.1	273,438 △ 0.1	277,386 △ 0.1	274,340 1.1
248,554	248,605	250,166	248,253	251,045	249,139	248,344	248,902	249,968	253,293	251,103
24,361	22,556	22,613	23,480	22,680	23,749	22,420	21,951	23,470	24,093	23,237
161.0	154.3	155.5	160.1	161.4	155.3	146.5	155.2	154.4	162.2	156.0
13.3	11.7	13.0	13.3	13.3	13.9	12.6	13.3	14.0	14.4	13.8
283,295 1.2	286,036 1.4	266,705 △ 1.2	284,238 △ 0.5	273,772 0.1	325,492 △ 0.8	288,934 2.1	268,099 0.1	316,166 4.1	304,382 0.8	282,366 △ 1.9
312,592 1.0	310,643 0.5	299,821 0.3	315,161 0.3	300,181 1.7	359,482 2.1	321,065 3.8	298,682 2.0	350,957 6.5	340,423 0.4	307,926 1.1
308,831 10.4	285,820 14.1	297,745 30.0	263,720 △ 14.5	256,060 △ 2.6	289,341 △ 16.9	296,024 16.6	245,472 2.8	351,007 19.2	354,493 28.5	330,595 39.2
299,537 1.9	296,727 17.3	343,094 38.8	289,468 △ 18.4	274,567 △ 0.4	314,929 △ 18.6	320,749 17.8	273,740 2.4	388,255 34.9	440,444 53.5	391,308 69.6
△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3
△ 0.6	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3
△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.5
△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.3
4.3	4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1
0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90
1.09	1.10	1.07	1.08	1.08	1.09	1.12	1.11	1.13	1.18	1.21

なお、調査対象事業所の抽出替えが平成24年1月に実施された。
増減率である。

きた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成25年10月8日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目5番7号(丸の内会館3階)

電話 086-226-7559

FAX 086-224-2163